

平成21年度税制改正の概要

現下の経済金融情勢を踏まえ、景気回復の実現に資する等の観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制等について所要の措置を講じ、次のとおり税制改正を行う。[財務省]

□住宅・土地税制

①住宅ローン減税の適用期限を5年間延長し、最大控除可能額を500万円（長期優良住宅の場合には600万円）に引上。②自己資金で長期優良住宅の新築等をする場合や省エネ及びバリアフリー改修を行う場合の税額控除制度を創設。③平成21・22年に取得する土地を5年超所有して譲渡する際の譲渡益について1,000万円の特別控除制度を創設。④事業者が平成21・22年に土地を先行取得して、その後10年間に他の土地を売却した場合、その譲渡益課税を繰り延べることを可能とする制度を創設。⑤土地の売買等に係る登録免許税の軽減措置の現行税率を2年間据置き。

□法人関係税制

①エネルギー需給構造改革推進設備等や資源生産性の向上に資する設備等について、2年間即時償却を可能とする等の投資減税措置を導入。

□中小企業関係税制

①中小法人等の軽減税率について、現行22%から18%に2年間引下。②中小法人等の欠損金の繰戻し還付の適用停止の廃止。

□相続税制

①中小企業の事業承継を円滑化するため、非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度を導入。②農地に係る相続税の納税猶予制度について、農地の有効利用を促進する貸付けも適用対象とする等の拡充。

□金融・証券税制

①上場株式等の配当及び譲渡益について、現行の7%（住民税とあわせて10%）軽減税率を3年間延長。②少額投資のための簡素な優遇措置を平成22年度税制改正において創設（上記軽減税率が廃止され15%（住民税とあわせて20%）本則税率が実現する際に導入）。③確定拠出年金について、個人拠出（マッチング拠出）を導入するとともに、拠出限度額を引上。④生命保険料控除における新たな控除枠として、介護医療保険料控除を平成22年度税制改正において創設。

□国際課税

①わが国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流に向けた環境整備のため、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当について親会社の益金不算入とする制度を導入。

□自動車課税

①一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車に係る自動車重量税を時限的に減免。

□納税環境整備

①電子申告に係る所得税額の特別控除制度の適用期限を2年間延長。

■詳細は最寄りの税務署へ 【市川】 047-335-4101 【柏】 04-7146-2321 【木更津】 0438-23-6161
【佐原】 0478-54-1331 【館山】 0470-22-0101 【千葉西】 043-274-2111 【千葉東】 043-225-6811
【千葉南】 043-261-5571 【銚子】 0479-22-1571 【東金】 0475-52-3121 【成田】 0476-28-5151
【船橋】 047-422-6511 【松戸】 047-363-1171 【茂原】 0475-22-2166